

平成 18 年度 第 3 回小牧市行政改革推進委員会会議録

1 開催日時

平成 18 年 11 月 15 日（水）
14 時 00 分から 16 時 00 分

2 出席者

（推進委員会委員）

稲垣孝子会長、住田邦久委員、森 勝昭委員、
山本漢雄委員、小島秀五委員、末松雅彦委員、
肥田野良政委員、萩原聡央委員

行政改革対策委員会委員、事務局

3 議題等

第 4 次小牧市行政改革大綱の項目（案）

4 会議資料（配布した会議資料名）

第 4 次小牧市行政改革大綱の項目（案）

5 会議経過

- ・ 会議要旨については別添のとおり。

平成18年度第3回小牧市行政改革推進委員会会議録要旨

平成18年11月15日 午後2時00分～午後4時00分

市役所南庁舎4階 本会議用控室

（事務局）

定刻になりましたので会議を始めさせていただきます。

はじめに会長より、あいさつをお願いします。

（会長）

前回、第2回の推進委員会においては、委員の皆様から大変活発なご意見等をいただきました。どれも市民を代表する貴重なご意見であったと思います。

今回は事務局より、第4次小牧市行政改革大綱の項目について資料を提示していただきました。各委員それぞれの観点から行政改革について、活発にご意見等いただきますことをお願いいたしまして、挨拶いたします。

（事務局）

ありがとうございました。本日、岡田委員、金子委員、後藤委員につきましては、欠席の連絡をいただいております。

また、会議開催にあたりまして、傍聴者が1名おみえになっておりますのでご報告いたします。それでは、これからの議事の進行について、会長にお願いいたします。よろしくお願いします。

（会長）

それでは、会議を進めさせていただきます。まず議題（1）行政改革の背景と必要性について、事務局より説明をお願いします。

（事務局）

前回、委員の皆様から行政改革の位置づけを明確にすることが必要であるとのご指摘を受けまして、第4次小牧市行政改革大綱の各項目の前段として、行政改革の背景と必要性についての文章を付けさせていただきました。

わかりやすく整理するため、1 行政改革の経緯、2 行政改革の必要性、3 行政改革の目的・目標と3つに分けました。

（資料：第4次小牧市行政改革大綱の項目（案）について説明）

（会長）

議題（１）についての事務局からの説明は終わりました。委員の皆様にはご確認いただき、ご意見等、ご発言をお願いします。

（森委員）

今回送付いただきましたこの資料を読みましたが、非常に難しい用語、文章内容であり、なかなか理解できませんでした。そのため昨日、企画課へ直接質問するためお伺いしたところです。

前回も付言したところですが、今回の行革大綱を一般市民に示すというのであれば、市民にわかりやすい語句、注釈をつけて提示すべきだと思います。そうでなければ誰のための大綱なのでしょう。近隣市町の実行大綱と比べ、小牧市だけあまりに平易な文章であれば格調が下がる、という考えでしょうか。しかし、平易な文章が必ずしも卑しく、否定される理由はありません。私からの感想、要望として、平易な文章にしてほしいという点、PFI や投資的経費といった市民には聞きなれない用語の意味を注釈で説明してほしいという点、ここで述べておきます。

（萩原委員）

事務局の方へ、確認させてください。「３．行政改革の目的・目標」について、３つの段落から構成されていますが、１つ目の段落と２つ目の段落によって、最終的に最後の段落にある第５次総合計画の実現等を目標と解釈してよろしいのでしょうか。それとも、各段落の内容がそれぞれ固有の目標なのでしょう。

（事務局）

事務局としては委員の言われた前者の理解で考えております。

（萩原委員）

では、“自立した市政運営”が最終目標であるにとらえていいのでしょうか。第３次行政改革大綱や集中改革プランをみると、効率的な市政運営や質の高い行政サービスも目標であるように思いますが。それとも、それらは“自立した市政運営”の一言に含まれるのでしょうか。

（事務局）

おっしゃる通りです。効率的な市政運営や質の高い行政サービスを確立し、自立した市政運営を目指す、という風に考えております。

（萩原委員）

以下、「３.行政改革の目的・目標」に関して要望です。

１、２段落目に繰り返されている“必要がある”という表現はわかりにくく、避けるべきではないでしょうか。先ほどのお話でいけば、目的は最終的に３段落目の内容です。そうであれば、記述内容として、目的は何、その手段として何、というわかりやすい表現をしていただきたいです。

（事務局）

事務局でその点につき整理、検討させていただきます。

（末松委員）

前回、１年任期の区長が多いと話がありましたが、現在の区長の処遇について教えてください。

（市民部次長）

現在、各区において、区を任意団体とし、その長として区長をおいています。区長の役割としては、市からの公文書の配布、地元にある施設の維持管理、地元の行事の運営等です。各区長へは、区長手当てと公文書配布委託料を支給しています。区長手当ては均等割り、世帯割りにもとづき、公文書配布委託料は世帯数にもとづいて支給しています。

（末松委員）

金額はどうなっていますか？

（市民部次長）

区長手当ては、均等割りで１人８万５千円です。これと合わせ、世帯割りで単価２６０円×世帯数を支給しています。公文書配布委託料については世帯割で単価８５０円×世帯数と算定しています。

区長手当てについてはそれぞれ各区長に支払い、配布委託料は各区の管理する口座へ振り込んでいるのが現状です。

（末松委員）

私も定年以降、市民活動団体として地域づくりの活動をさせて頂くようになって５年になりますが、地域づくりには区長の存在が極めて大きいと実感しております。

区長次第と言ってもよいと思います。前回、１年任期ではビジョンも描けないし、直面する課題の解決すらままならないことを申し上げましたが、区

長が地域行政の担い手であるという認識に立って頂いて、役割を担ってもらうためには、区長の処遇、つまり身分と手当てについて抜本的な見直しが必要ではないでしょうか。

今のままでは、地域課題の解決は限りなく行政本体へ依存して、行政コストは上がるばかりです。

近い将来、団塊の世代がニューリーダーとして期待されるものがありますが、その皆さんが手をあげてくれるためにも処遇見直しが必要ではないでしょうか。区長自身がボランティア的な捉え方をしているような処遇では、地域自治は進みません。新しい小牧モデルをつくって頂きたい。

（萩原委員）

以下、意見です。「２．行政改革の必要性」のところで２つの段落から成り立っていますが、１段落目で現状分析、２段落目も現状分析、そして必要性を述べているに過ぎません。現状分析ではなく、困難な状況を克服するため、さらに、限界という課題を克服するために、行政が現状の改革が必要だということ述べるべきです。

また、ここでは結局、“市民との協働体制の必要性”を述べているように読めます。接続詞の「また」でつなぎ、協働体制も必要、と付け加えるのはどうでしょう。

「３．行政改革の目的・目標」のところの表現もわかりにくいと感じます。自立した市政運営を目指すために、以下の項目を到達目標とする、として、上２段の内容を続けるといいのではないかと思います。

行政は誰のためのものでしょう。市民による市民のための行政であれば、「市民とともに手を取り合っていく」、といった表現を用いるのはどうでしょう。“それぞれが主体的に”という表現もわかりにくいところです。主体的に協働していく、という表現ならまだ理解し易いですが、そのあたりも、市民にわかりやすく言い換えるべきだと思います。

（住田委員）

（萩原委員に対して）行政改革は市民の方の意識も変えていく必要があると思います。今までのサービスも受けられなくなるということもあるということもありますよね。そういった現実をわかりやすく伝えればよいということではよろしいのでしょうか。

（萩原委員）

確かにそれもあると思います。市民にとってもっとわかりやすいものとして、たとえば豊田市の行革大綱も注釈があったりと参考になります。検討し

ていただきたいところです。

（企画部長）

確かに皆様方のおっしゃる通りです。市民にわかりやすい表現について、皆様方の意見を参考に、注釈の関係等検討し修正していきます。ご意見等ありがとうございます。

（山本委員）

「１．行政改革の経緯」についてです。

公用車の集中管理、事務事業の見直し、民間委託等ありますが、昭和６１年の行政改革ですでに実施してきたということでしょうか。たとえば公用車の管理について、それまでは各課で保有していたが、集中管理するようになったということですか。集中管理といって、実態はどういうことでしょうか。

（総務部総務担当次長）

公用車の集中管理についてですが、各車の維持管理については、現在各部の所管課で行っているところです。ただし、近年公用車の予約管理については、ネットワーク上で行えるよう一元化しました。

（山本委員）

公用車は、当時はみなガソリン車だったですか。今のようにハイブリッド車を導入してＣＯ２対策を、といった考えは以前からあったのでしょうか。

（総務部総務担当次長）

小牧市の環境対策については、現在、環境基本計画にもとづき、天然ガス車等の低公害車の導入を進めており、各所管課でＣＯ２削減に向け努力しているところです。

（山本委員）

確かに、市が率先して環境対策に取り組んでいるというのは認めます。自分自身においては、なかなか実施できていないのが現状です。

（会長）

それでは、おおむね意見も出たようですので、議題（１）行政改革の背景と必要性についてはよろしいでしょうか。次回に向け、文言を整理するということで事務局にお願いします。

では、次の議題に入りたいと思います。議題（２）行政改革の内容につい

て、事務局よりご説明をお願いします。

（事務局）

前回の第２回推進委員会でお示ししました資料の行政改革の各項目を肉付けする形で、文章化をいたしたものであります。

（資料：第４次小牧市行政改革大綱の項目（案）について説明）

（会長）

行政改革の内容についてですが、前回、事務局から提出のありました資料に説明の文章が加わった形になっています。

各項目については、前回の推進委員会においてご確認いただきましたので、今回は全体を一括してご意見を賜りたいと存じます。それでは、各委員からのご意見等、ご発言をお願いします。

（山本委員）

「１（２）民間活力の導入」についてです。

最近では、村中保育園の指定管理者制度が実施されました。この村中保育園は、朝７時から夜７時まで開園し、小さな子どもを長時間預かるという現状だと思います。そうした中、何か危険が生じた場合の責任所在ということについて、保育所が責任をとるのか、市が責任をとるのか、不明確となっていないでしょうか。

（福祉部福祉事務所担当次長）

お話のとおり村中保育園は従来の保育園よりも市民ニーズに応えた形で、開園時間を延長して運営しています。責任についてですが、市内１９園の保育園はすべて市立保育園ということで、責任は最終的にすべて市で負うことになっています。それは村中保育園についても例外ではなく、指定管理者にも、市立の保育園として現場で対応していただいています。

（住田委員）

話がそれるかもしれませんが、市民病院のことで要望があります。小牧市民病院は市民の病院でありながら、高度な医療を実施している病院であるがために、市外の方が利用することもあるようです。そしてそのため、小牧市民がよその病院へ案内されることもあります。市民病院は我々小牧市民の病院であってほしいと思いますし、近所の方々からもよく聞きます。是非検討していただきたいのですが。

(市民病院事務局次長)

尾張北部医療圏(小牧市・春日井市・犬山市・江南市・岩倉市・大口町・扶桑町)において、小牧市民病院は第3次医療機関として指定されています。簡単にいえば、患者の症状により他の病院や診療所では治療しきれない場合、高度な医療設備を必要とする場合に、近隣の市町においてはすべて小牧市民病院が最終的な受け皿となり、治療を実施しています。そのため、尾張北部およそ70万人の方々を受け入れている状況です。

また、小牧市民病院には救命救急センターがあり、24時間体制で臨んでいることや、がん拠点連携施設病院として、高度ながん治療を担っているということも、近隣の市町において小牧市民病院にしかない特性であります。

市民のための病院ということで自負もしておりますし、そのような基本理念も持っていますが、決して小牧市民だけの病院たり得ないという点、どうかご理解いただくようお願いいたします。

(住田委員)

重々理解していますが、どうかお願いします。

(末松委員)

7頁にある「定員管理計画」とは初めて聞く言葉ですが、どういうことですか。

(企画部次長)

定員管理とは、行政を執行するために必要な人員について、市長部局で何人、病院では何人という風に、各組織ごとに上限を定め、それを管理していくということです。時代の流れとともに必要人員は変化していく、そうした中で、本年は何人にするのか、といった検討をすること、それが定員管理です。

(末松委員)

企業では、人件費管理が一般的です。許される人件費の中で、社員でしかできない仕事、パートでもできる仕事を考え、ローコストを求めます。行政においても人件費管理の概念を導入してはいかがでしょうか。定員管理というと、より少ない人件費で、という努力がなされないように思われますが。

(企画部次長)

予算については目的別に定め、それに基づき人員を配置しています。人員配置を総括して担当しているのは市の企画部人事課です。

（企画部長）

補足いたします。むやみに職員を採用し、配置するのは問題であるため、議会の承認を得た条例により、市の全職員数の上限が定められています。

その上限のうち、それぞれの部課で必要な人員があり、時の流れによりに変化していきます。企画部人事課ではそういった各部課の状況を吸い上げ、それに見合う職員数を決定し、配置しています。それを、定員管理と呼んでいます。

また今、行政改革の中で全職員数を５％削減していこうと取り組んでいます。その取り組みも並行し、サービスを低下しないよう、民間に委託したりしながら職員数を管理していこうというのが現在の流れです。

（末松委員）

企業では、予算の枠内で何ができるかを考えます。まず予算があり、それに基づき、人件費の絡みで、各部門は社員でやること、パートでやることを考える。そういった人件費管理という概念を、市も導入していいのではないのでしょうか。１０年とか期間を定め、中身の考えた人件費管理を進めていけばいいのではないのでしょうか。年々定員を変えてみるのも一つでしょう。

（企画部長）

現在、具体的には前年と比較する形で定員を管理しています。今言われたお話も一案ですが、市では、利益を追求するというよりも、経費をいかに少なくできるかという考え方が基本であり、そのあたりで結果に民間と違いが生じるかもしれません。

（肥田野委員）

定員管理が行政改革の一番の柱ではないかと思います。少子高齢化が「２．行政改革の必要性」のところ等で述べられていましたが、会社経営で一番経営を圧迫するのが人件費です。行政は決められた予算の中でどうやるかを考えるといわれましたが、人件費のウェイトは大きいのではないのでしょうか。そこで、定員管理について、５年後に５％職員数削減という話がありましたが、その５％という数字の根拠は何ですか。

また、先ほど民間委託の話が出ましたが、民間では、すべての細かい事務作業を全部書き上げて、どれを民間委託でき、どれを正規職員でやるのか検討することがあります。市では各担当課でそういったことを実施していますか。

また、各課で実施している自主事業はどのくらいあるのでしょうか。それ

ら自主事業につき、市民が自分達で取り組みたいとするものは、どれくらいあるのでしょうか。

（企画部長）

５％については、今後各課で見直しをしていく、そうした目標を定めているということで、具体的に何が決まっているのかということはありません。

各課の自主事業に対する市民要望についてですが、窓口、電話、来庁者等、おそらく数多くあるでしょう。残念ながらそれぞれの数、割合を把握してはおりません。ただしどんな事業であっても、市が主催する自主事業について、市民の方のニーズに応えていけるよう努めているところです。

（肥田野委員）

すべての事務事業について細分化し、担当等を見直す機会を設けると、なかなか面白い結果を導けると思います。実際、民間でも実例がいくつかあります。各職員の意識改革も期待できるでしょう。

行政において、市民が同じことを実施したら、より経費を削減できるだろうことはたくさんあるように感じます。是非とも市民の感覚、考えをとり入れた事業を推進していただきたいです。

（企画部長）

現在、市では行政評価に取り組んでおり、各事務事業につき内部で検討しています。また、職員についても、試行ではありますが人事評価に取り組んでいます。自分がもっと何をやりたいのか、目的志向をもって職務にあたることができます。今後、結果が出るようにしていきたい。

（肥田野委員）

通常、試験を受けて公務員になるのだと思いますが、小牧市役所でいったん就職してから民間に移られる方は結構いるのでしょうか。民間では転職者は多いのですが。

（企画部長）

ほとんどいません。早めに見切りをつけて転職される方もいますが、ごく一部です。理由として、職場の異動により行政の様々な仕事に携われるという点も考えられます。

（森委員）

行政評価の話がでたので、それについて意見です。

平成18年9月13日付け朝日新聞の記事が手元にあります。名古屋市の行政外部評価についてです。この記事によれば、名古屋市職員による内部評価に対し、外部評価の方が厳しい評価結果を導き出しているということです。

行政評価は、やはり外部の者によらなければ、本当の評価とはいえません。現在の小牧市の行政評価は内部評価であるということですが、それはすなわち市民の方へ行政の政策が向いていないということではないでしょうか。万が一には岐阜県庁のような不祥事の発生も否定できないかもしれません。

平成18年9月4日付け朝日新聞の記事では、江南市が補助金の見直しについて市民から広く意見等を募るとしています。市民の市政参加を促すということです。

この推進委員会、そして行革大綱では、市民協働を多々謳われているが、ならば市民にもどんどん市政に参加させていただきませんか。是非とも外部評価を内部評価と並行して実施してほしいと思います。もちろんすぐというのは難しいでしょうが、例えば行革大綱の定める5年のうちに。市民代表としては、市民へ開かれた市政をお願いします。

（企画部長）

今回の行革大綱案では、行政評価だけでなく人事評価や補助金等の見直しも掲げています。それらにつき、今後そのような観点を参考に検討していきます。

（小島委員）

地域のごみ問題について要望です。どの地区も指導を行っているのですが、地区の回収所に集められた資源ごみの空き缶を一般の業者が取りにきてしまい、あちらこちらの区でトラブルが起こっているようです。

そこで、一般業者が持ち出せない方法で空き缶等の回収をするよう検討していただきたいです。現状では、袋詰めのため、簡単にトラック等に積みやすいといえます。例えば、各家庭が回収所で空き缶を袋から出して集める、とすれば、一般家庭においても袋の消費が抑えられるし、業者の持ち出しも防げるのではないかと考えます。

（末松委員）

小島委員のおっしゃったような地域の課題への対応は重要です。交通、犯罪、ごみ、外国人等々、地域課題、地域づくりは、どこで担当するのが適当なのでしょう。

（市民部次長）

外国人の方に統一的に対応する部署は今ありませんが、例えばごみ問題であれば環境部、健康保険、児童についてであれば福祉部などそれぞれで担当しています。そして、窓口に外国人の方がみえたら、それぞれの要望に応じて担当課へご案内し、必要なときに通訳も支援するという形でやっております。

（末松委員）

地域崩壊が進む中、地域づくりはどこで担当するのか、これからは地域課題の解決が進まないと、行政改革も行き詰まるのではないのでしょうか。部門の担当者レベルでは、もはや限界ではないのでしょうか。

4次行革大綱の中に当初「行政経営」という言葉がありましたが、いつの間にか消えております。とてもよい言葉だと思っておりましたが残念です。

定員管理、人件費管理をうまくかみあわせながら行政運営を行っていくべきです。5%の人員をいたずらに減らせばサービスは必ず落ちるでしょう。人員に着目するのではなく、人件費の管理として削減をしていく必要があると思います。

（萩原委員）

行政は、公正性、民主性を担保するという目的のために、手段としてあくまで効率性を追求していくのが基本理念であると考えます。効率性を追求することそのものが目的になってしまっただけではいけません。

行政経営という言葉は確かに素晴らしいかもしれませんが、公正性、公共性を重視するならばそれは疑問です。例えば、行政評価の外部評価が民間委託を推進するためだけに使われてしまったらどうなるでしょう。行政のあるべき姿を考えなしにどんどん民間に委託してしまうのは非常に問題です。したがって、行政改革についても、公正性の確保、民主主義をあくまで最終目標にすえ、検討すべきです。

ところで質問ですが、4頁“自立を目指せる団体”の意味と、“市の関与のあり方”とありますが現在市の関与する範囲について、それぞれ教えてください。

（企画部次長）

“自立を目指せる団体”についてですが、公共団体はサービスを提供する団体であり、提供するための財源についても自主的に確保できる範囲が決まっています。とりわけ近年は、国の三位一体改革等の影響で財源確保が困難になってきています。そういった現状においても、他に頼ることなく自立的な行政運営を実施できるよう目指したいということです。

市の関与する範囲についてですが、行政の事務事業数はおよそ860事業に上ります。その中で、本来市が主体となって取り組むべきか否か検討しており、主体的に取り組んでいる範囲について意味します。

（萩原委員）

6、7頁の「2-(5)公の施設の有効活用」のところについてです。「稼働率を高める」「長寿命化をはかる」「有効活用をはかる」と3つ文があり、それぞればらばらに感じてしまいます。しかし、それぞれはつまるところ市民が利用してもらえればいいということでしょう。市民の利用目的に合わせて稼働率を高める、というなどして、わかりやすいよう表現を修正してはいかがでしょうか。

（事務局）

ご指摘のとおりです。修正いたします。

（肥田野委員）

（萩原委員に対して）先ほどのお話だと、効率化と公正性の確保というのは、相反するものではないかと思うのですが、どうでしょう。

（萩原委員）

もし効率化のみを重視し、「民間でできることは民間に」という考えを押し進めるならば、たぶん行政の担う範囲は防衛、治安など最小限に限られるでしょう。けれども、今の時代においては、社会福祉行政は不可欠です。

憲法25条に掲げられる生存権保障だとか、人権を確保するのが行政の役割だといえます。そのため、赤字覚悟で投資し、サービスを提供することも必要となってきます。よりよいサービスを安価で提供する、というのが行政の担うべきところではないでしょうか。

たとえば、郵政民営化は効率化を進めた例以外の何者でもありません。郵政事業において、従来行政で行ってきた定額、公平なサービスは、非常に価値の高いものでした。

民間企業では、責任も十分果たせません。秘密保持等も行政が担うがために追及できたところです。また、民間には基本的人権の保障はありません。たとえばこの会議の公開も、民間ならありえないでしょう。国民の知る権利も大切です。

行政の行う権利保障と、市場原理における効率性を混同し、曖昧にしてはいけません。行政はあくまで前者をみすえて進めていかなくてはいけません。その上で、たとえば従来地方自治法にも定められる競争入札制度など、手段

としての効率性追及を実施する。決して効率性追求と公共性追求が対極にあって相反するということでもないでしょう。

（山本委員）

6 頁の“ 収納率のための体制強化 ” とあるが、どのような体制となるのか教えてください。

（総務部税務担当次長）

市税の収納率は、平成 1 8 年度課税分においては 9 8 %、平成 1 7 年度以前のものは 9 4 ~ 9 5 % となっています。しかし、市税だけでなく国民健康保険税等、市で徴収しているすべての税について、3 0 億円程度の滞納があるのが現状です。

滞納している方に対する対応として、現状では現場に直接出向き徴収しに行くという方法が実態です。また、税の収納窓口等環境対策も行っています。例えば今年から、小牧駅にある都市センターで土日も税に関しての窓口を開設したり、収税課でも窓口時間を延長したりしています。また、口座振替による支払いの推奨も行っています。

今後は、カード支払い等を可能にするような意見も出てきていますが、なかなかそういうシステムはここ数年で大きく変わってくると思われます。従って、即座に新たなシステムを導入していくのではなく、調査、検討を重ね慎重に、税の収納率を向上に努めていきます。

（山本委員）

各家庭の事情があって、どうしても税金の滞納をせざるを得ないところもあるでしょう。社会経済の影響も大きいのですが、とはいえ今の若い方は納税義務の意識に欠けているのではないかと疑問になります。

今、財政状況として、社会保障費、扶助費、公債費がどんどん上がっています。今後、経常費を一定に保つのは難しいでしょう。そういった中、小牧市の財源確保について、積極的に取り組んでいただきたいです。

そうすれば、ひいては各市民の生活が潤うのではないかと思います。私は現在年金生活ですが、高齢者が苦しめられるような今の制度は間違っていると感じています。高度経済成長を支えてきた世代である自分たちが虐げられている現状は、納得できません。小牧市が今以上発展するよう願います。

（会長）

ひととおりご意見も出たようですので、議題（ 2 ）行政改革の内容について、次回までに文言等整理していただくということによろしいでしょうか。

それでは、全体を通じて何かございましたら、ご発言をお願いします。

（森委員）

土佐の皿鉢料理は非常に豪華です。あまりの見栄えにどこから手をつけていいかわかりません。今回、この行革大綱案について全体を一括して意見を、と言われましたが、まさに皿鉢料理を前にしたかのように感じています。

そこでお聞きしますが、皿鉢料理ではかつおのたたきがバックボーンとして置かれています。小牧市行革大綱は、何をバックボーンとしているのですか。

（企画部次長）

従来の第１～３次の行革の精神を踏まえる、ということです。加えて現在は集中改革プランについても配慮し、新たな時代に対応しうよう改革を推進するということで考えております。

（山本委員）

この行政改革について、「小さな組織で大きな成果」という一つの合理化が目的にあるのではないのでしょうか。これが本行政改革のキーワードになりはしないかと考えています。

（萩原委員）

行革の目標は、「３．行政改革の目的・目標」にある３段落目で本当にいいのでしょうか。

（山本委員）

それでいいと思います。

（末松委員）

行政コストは、表立って目に見えないものがありますので、注意しなければなりません。本来、地域で行なわなければならないこと、また解決しなければならない問題を何かにつけて行政本体に依存し、職員が走り回るなどはその例です。

経営＝利益追求と考える傾向がありますが、そうではありません。社会に対して、筋の通ったことを、正しい方法で行い、それが評価されて、利益を生み、事業が継続することが経営の本質です。

行政も市民の幸せのために、筋の通ったことを正しい方法で行い、市民から評価されつつ、破綻しないで継続できることが行政経営だと思います。

（会長）

以上で、本日の議題はすべて終了しました。

なお、本日、各委員からいただきましたご意見等につきましては、大綱に反映できるよう、事務局をお願いしたいと思います。

それでは、次第のその他に移らせていただきたいと思います。事務局の方から何かありますか。

（事務局）

本日は、お忙しいところ長時間にわたりありがとうございました。次回以降の会議の日程についてご連絡いたします。

次回、第4回の推進委員会は11月29日（水）午後2時から、会場は南庁舎5階の大会議室で行います。会場がたびたび変わりましたご迷惑をおかけいたしますが、出席を予定していただきますようお願いいたします。当日の会議時間は、2時間程度を予定しております。また、議題といたしましては、今回に引き続き行政改革大綱の案につきまして、ご意見等いただきたいと思います。

その後のスケジュールといたしましては、12月に第4次小牧市行政改革大綱案のパブリックコメントを実施し、一ヶ月ほど市民からのご意見を募集したいと考えております。そして、翌年1月後半から2月上旬に、第5回目の行政改革推進委員会を開催し、パブリックコメントの結果をご報告し、提言書の確認を行っていただく予定です。

（肥田野委員）

大綱をホームページにあげたところで、市民の方々がどれだけ興味をもっていたか疑問です。大綱に基づき、具体的にどんな事業を実施するか出さないと、意味がないのではないですか。

（山本委員）

まったくその通りです。今のままでは読んでも内容がぴんときないでしょう。

（森委員）

そう細かいことを網羅しても仕方がないのではないのでしょうか。むしろまとまりがつかなくなる恐れがあるかと思います。

（住田委員）

森委員に同感です。

（肥田野委員）

（事務局に対し）今後の予定はどうなりますか。

（事務局）

年度末に大綱と個別項目について定め、来年度以降は各事業の進捗状況を確認していくことになります。

（肥田野委員）

つまり、各課からあがってきた大綱に基づく個別項目について、我々委員が意見する機会がないということですか。

（事務局）

進捗状況につき、ご意見いただくことにはなります。各事業についてどう考えるか等、述べていただく機会になるかと思います。

（企画部長）

直近においての課題としては、大綱をよりわかりやすくしたものを市民に提示し、策定するということです。今後はこれに基づき、市で個別的な項目を作成します。来年４月には各事業の報告をし、皆様からご意見をいただくということになるかと思います。

（会長）

ご意見は以上でよろしいでしょうか。では、本日はこれで終了といたします。

みなさま長時間にわたり、ありがとうございました。